

第3回百石・六戸・下田
合併協議会資料

平成16年6月24日(木) 14:00～

百石町みなくる館

百石・六戸・下田合併協議会

目 次

《報告事項第13号～第17号》

報告第13号	平成15年度百石・六戸・下田合併協議会事業報告について	1～2
報告第14号	平成15年度百石・六戸・下田合併協議会会計監査報告について	3～4
報告第15号	平成15年度百石・六戸・下田合併協議会歳入歳出決算について	5～6
報告第16号	第1小委員会の会議結果報告について	7～8
報告第17号	第2小委員会の会議結果報告について	9～10

《協議事項第17号～第23号》

協議第17号	一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目8）	11～20
協議第18号	条例・規則等の取扱いについて（協定項目12）	21～24
協議第19号	使用料・手数料の取扱いについて（協定項目14）	25～30
協議第20号	補助金・交付金の取扱いについて（協定項目15）	31～37
協議第21号	町名・字名の取扱いについて（協定項目16）	38～46
協議第22号	慣行の取扱いについて（協定項目17）	47～50
協議第23号	公共的団体の取扱いについて（協定項目21）	51～56

報告第13号

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会事業報告について

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会事業について別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会事業報告

1 百石・六戸・下田合併協議会の設置

平成16年2月24日、百石町、六戸町及び下田町の各議会において、百石・六戸・下田合併協議会(法定協議会)の設置議案が可決され、同日、下田町役場内で協議会設置に係る調印式が執り行われ、百石・六戸・下田合併協議会が設置された。

2 会議の開催

(1) 第1回百石・六戸・下田合併協議会の開催

日 時：平成16年3月24日(水) 14:00～15:30

場 所：下田町民交流センター

概 要：委員25名を委嘱し規約及び規程、合併基本理念、合併協定項目、事務事業調整方針、事業計画及び収支予算を承認・決定した。

3 事業の概要

(1) 新市(町)例規策定業務の実施

* 3町の例規の洗い出しとすり合わせを行い、例規の一覧表を作成した。

(2) 電算業務統合化検討業務の実施

* 3町における情報化の現状分析及び電算システム統合に向けた基本方針(案)を策定した。

(3) 新市(町)建設計画策定支援業務の実施

* 資料の収集整理と3町の課題等について、ヒアリング及び現地調査を実施した。

* なお、新市建設計画の策定方針及び構成(案)・将来構想・建設計画(原案)については、引き続き平成16年度で策定することとした。

報告第14号

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会会計監査報告について

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会会計監査について別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健義

平成16年6月16日

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田健義様

百石・六戸・下田合併協議会

監査委員 齋藤茂人

監査委員 石井妙雄

監査委員 菅原善七

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会会計監査報告

百石・六戸・下田合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、百石・六戸・下田合併協議会の平成15年度決算について、関係帳簿、証拠書類及び預金通帳等により会計監査を行った結果、正確かつ適正であったことを報告します。

報告第15号

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会歳入歳出決算について

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会歳入歳出決算について別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

平成15年度百石・六戸・下田合併協議会歳入歳出決算書

H16.3.1~H16.3.31

【歳入】

(単位:円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
1	負担金	17,010,000	17,010,000	0	
	1 負担金	17,010,000	17,010,000	0	合併協議会負担金5,670,000×3町
2	国・県支出金	2,000,000	2,000,000	0	
	1 国庫支出金	0	0	0	
	2 県支出金	2,000,000	2,000,000	0	市町村合併協議会運営経費補助金
3	繰越金	0	0	0	
	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	662,000	662,937	937	
	1 預金利子	0	1	1	
	2 雑入	662,000	662,936	936	A S O三町合併研究協議会より
歳 入 合 計		19,672,000	19,672,937	937	

【歳出】

(単位:円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
1	運営費	8,572,000	1,440,422	7,131,578	
	1 会議運営費	1,338,000	90,100	1,247,900	委員報酬
	2 事務費	7,234,000	1,350,322	5,883,678	会議資料作成費 70,476 郵便、電話料等 31,157 視察研修費 0 ゼロックス等リ - ス代 208,284 職員旅費 24,700 広報費 ホ - ムペ - ジ作成等 546,840 協議会封筒印刷 31,500 諸雑費 各種消耗品等 437,365
2	事業費	11,000,000	3,046,680	7,953,320	
	1 事業推進費	11,000,000	3,046,680	7,953,320	電算業務統合化検討業務委託外2件
3	予備費	100,000	0	100,000	
	1 予備費	100,000	0	100,000	
歳 出 合 計		19,672,000	4,487,102	15,184,898	

歳入歳出差引残金 15,185,835円は翌年度へ繰越しする。

第1小委員会の会議結果報告について

第1小委員会の会議結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

平成16年6月24日

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健義 様

第1小委員会
委員長 瀧岡 圭吾

第1小委員会の会議結果(第4回)について

百石・六戸・下田合併協議会小委員会設置規程第6条の規定により、第4回の会議結果について、下記のとおり報告する。

記

[第4回会議]

1 日 時 平成16年6月17日(木) 14:00~16:00

2 場 所 下田町役場・大会議室

3 会議結果

(1) 合併協定項目について

第3回会議に引き続き、合併協定項目(議会議員の定数・任期の取扱い、 特別職の職員の身分の取扱い)を協議し、下記のとおり協議会に報告することを決定した。

議会議員の定数・任期の取扱い：任期については、現任期を全うし平成19年4月30日までの在任特例を適用する。定数及び選挙区の設置の是非については、継続協議とした。

特別職の職員の身分の取扱い：特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料及び報酬については現行どおりとし、新市の特別職報酬等審議会において検討する。新市の職務執行者については、3町の長が協議し、3町の長のうちから定めるものとする。給料については、市長と同額とする。

4 その他の意見

- ・ 3町各8人の24人を定数とし、在任特例適用後の最初の選挙で旧3町を選挙区として選挙を行ってはどうか。
- ・ 議員定数については、新市の人口、規模を考慮すると三沢市や黒石市の20人を超えることは、好ましくない。20人以内がよいのではないか。
- ・ 県内5市の現行の議員定数をみると、人口約2,000人に議員1人程度の割合となっていることから、新市においては18人ぐらいが適当ではないか。
- ・ 3町が1つの市となって新たなまちづくりをしていくということや、新市の面積等から、選挙区を設けるのは好ましくない。

第2小委員会の会議結果報告について

第2小委員会の会議結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健義

平成16年6月24日

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義 様

第2小委員会
委員長 三 浦 英 雄

第2小委員会の会議結果(第4回)について

百石・六戸・下田合併協議会小委員会設置規程第6条の規定により、第4回の会議結果について、下記のとおり報告する。

記

[第4回会議]

1 日 時 平成16年6月18日(金) 14:00~16:00

2 場 所 下田町役場・大会議室

3 会議結果

(1) 合併協定項目について

第3回会議に引き続き、合併協定項目(農業委員会委員の定数・任期の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い)を協議し、下記のとおり協議会に報告することを決定した。

農業委員会委員の定数・任期の取扱い：農業委員の任期については、在任特例を適用する。

定数及び選挙区の設置の是非については、継続協議とする。

一般職の職員の身分の取扱い：職員は全て新市の職員として引き継ぐものとする。職員数は新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職名については、人事管理及び職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

4 その他の意見

(農業委員会委員の定数・任期の取扱いについて)

- ・ 在任後の選挙による農業委員の定数は、3町現有の30人としてはどうか。
- ・ 農業委員の場合は、活動範囲が限定されており、選挙区を設けてもよいと思う。
- ・ 選挙区は、3町が1つとなり面積も拡大されるため、1回目の選挙だけは設置した方がよい。
- ・ 選挙区は、1つの市となり新しいまちづくりという観点から、設けない方がよい。
- ・ 定数については、第1小委員会で協議されている議会議員の定数の動向をみながら引き続き協議することにしたらどうか。

(一般職の職員の身分の取扱いについて)

- ・ 職員の定数、事務組織の機構について、具体的に決めておく必要があるのではないか。

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目8）

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 職員（六戸町の十和田広域派遣消防職員も含む）は全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名については、人事管理及び職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	8 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整内容	1 職員（六戸町の十和田広域派遣消防職員も含む）は全て新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職名については、人事管理及び職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。	

現況			調整の具体的内容
百石町 (平成16年4月1日現在)	六戸町 (平成16年4月1日現在)	下田町 (平成16年4月1日現在)	
1 [職員の定数及び職員数]			
区分	条例定数	実人数	
町長の事務部局	73人	61人	
議会の事務部局	2人	2人	
選挙管理委員会事務局	1人	兼務	
教育委員会事務部局	15人	10人	
農業委員会事務部局	3人	2人	
国民健康保険事業	62人	44人	
計	156人	119人	
1 [職員の定数及び職員数]			
区分	条例定数	実人数	
町長の事務部局	98人	80人	
議会の事務部局	3人	3人	
選挙管理委員会事務局	0人	兼務	
教育委員会事務部局	18人	14人	
農業委員会事務部局	3人	3人	
国民健康保険事業	31人	28人	
(小計)	(153人)	(128人)	
消防職員(十和田広域派遣)	25人	25人	
計	178人	153人	
1 [職員の定数及び職員数]			
区分	条例定数	実人数	
町長の事務部局	93人	93人	
議会の事務部局	2人	2人	
選挙管理委員会事務局	0人	兼務	
教育委員会事務部局	12人	12人	
農業委員会事務部局	2人	2人	
計	109人	109人	
3 町合計			
条例定数	443人	実人数 381人	

現 況			調整の具体的内容	
百 石 町	六 戸 町	下 田 町		
2 [職制及び職名] 行政職				
職務の級	職 名	職務の級		職 名
1 級	主事補、技師補	1 級		主事補
2 級	主事、技師	2 級		主事
3 級	主査、技査	3 級		主査
4 級	主査、技査	4 級		主任主査
5 級	課長補佐、総括主幹、主任主査、主任技査	5 級		総括主査
6 級	総務課長補佐、病院事務次長、課長補佐、室長補佐、総括主幹、主幹、技監	6 級		課長補佐、主幹
7 級	課長、病院事務長、室長、図書館長、副参事	7 級		課長、所長、副参事
8 級	参事	8 級		参事、長
医療職（一）				
職務の級	職 名	職務の級		職 名
1 級	医員	1 級	医員	
2 級	医長	2 級	医長、医員	
3 級	副院長、医療局長、医長（高度）	3 級	院長、副院長、医長	
4 級	院長、副院長（高度）	4 級	院長、副院長	
2 [職制及び職名] 行政職				
職務の級	職 名	職務の級	職 名	
1 級	主事補、技師補、保育士	1 級	主事補、技師補、保育士	
2 級	主事、技師、保育士	2 級	主事、技師、保育士	
3 級	主事、技師、保育士	3 級	主事、技師、保育士	
4 級	主査、主任技師、保育士	4 級	主査、主任技師、保育士	
5 級	課長補佐、主任主査、保育所長、保育士、児童厚生員、技官	5 級	課長補佐、主任主査、保育所長、保育士、児童厚生員、技官	
6 級	課長、指導監、副参事、収納専門監、総括主査、保育所長、児童館長、主任保育士、保育士、児童厚生員	6 級	課長、指導監、副参事、収納専門監、総括主査、保育所長、児童館長、主任保育士、保育士、児童厚生員	
7 級	課長、事務局長、室長、館長、所長、総括副参事	7 級	課長、事務局長、室長、館長、所長、総括副参事	
8 級	参事	8 級	参事	

現 況			調整の具体的内容																						
百 石 町	六 戸 町	下 田 町																							
<p>単純労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通し号給</td> <td>運転技能員</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	職 名	通し号給	運転技能員	<p>単純労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>運転技能員、電話交換手、看護助手、労務員、給食員</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>運転技能主事、労務主事、電話交換手、看護助手、給食員</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>運転技能主査、労務主査、電話交換手、看護助手、給食員</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>運転技能主任主査、労務主任主査、電話交換手、看護助手、給食員</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>運転技能主幹、労務主幹、電話交換手、看護助手、給食員</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>運転技能総括主幹</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 名	1 級	運転技能員、電話交換手、看護助手、労務員、給食員	2 級	運転技能主事、労務主事、電話交換手、看護助手、給食員	3 級	運転技能主査、労務主査、電話交換手、看護助手、給食員	4 級	運転技能主任主査、労務主任主査、電話交換手、看護助手、給食員	5 級	運転技能主幹、労務主幹、電話交換手、看護助手、給食員	6 級	運転技能総括主幹	<p>単純労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通し号給</td> <td>運転技能員、用務員</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	職 名	通し号給	運転技能員、用務員	
号 給	職 名																								
通し号給	運転技能員																								
職務の級	職 名																								
1 級	運転技能員、電話交換手、看護助手、労務員、給食員																								
2 級	運転技能主事、労務主事、電話交換手、看護助手、給食員																								
3 級	運転技能主査、労務主査、電話交換手、看護助手、給食員																								
4 級	運転技能主任主査、労務主任主査、電話交換手、看護助手、給食員																								
5 級	運転技能主幹、労務主幹、電話交換手、看護助手、給食員																								
6 級	運転技能総括主幹																								
号 給	職 名																								
通し号給	運転技能員、用務員																								

現 況			調整の具体的内容																		
百 石 町	六 戸 町	下 田 町																			
3 [給料表] <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>級制</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>8 級</td> <td>他の給料表の適用を受けない職員</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (一)</td> <td>4 級</td> <td>医師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (二)</td> <td>5 級</td> <td>医療技師、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (三)</td> <td>5 級</td> <td>保健師、看護師、准看護師</td> </tr> <tr> <td>技能職給料表</td> <td>~ 50 号給</td> <td>技能労務職員</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	級制	適用範囲	行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員	医療職給料表 (一)	4 級	医師	医療職給料表 (二)	5 級	医療技師、薬剤師	医療職給料表 (三)	5 級	保健師、看護師、准看護師	技能職給料表	~ 50 号給	技能労務職員	
名 称	級制	適用範囲																			
行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員																			
医療職給料表 (一)	4 級	医師																			
医療職給料表 (二)	5 級	医療技師、薬剤師																			
医療職給料表 (三)	5 級	保健師、看護師、准看護師																			
技能職給料表	~ 50 号給	技能労務職員																			
3 [給料表] <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>級制</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>8 級</td> <td>他の給料表の適用を受けない職員</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (一)</td> <td>4 級</td> <td>医師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (二)</td> <td>6 級</td> <td>医療技師、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表 (三)</td> <td>5 級</td> <td>保健師、看護師、准看護師</td> </tr> <tr> <td>技能職給料表</td> <td>6 級</td> <td>技能労務職員</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	級制	適用範囲	行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員	医療職給料表 (一)	4 級	医師	医療職給料表 (二)	6 級	医療技師、薬剤師	医療職給料表 (三)	5 級	保健師、看護師、准看護師	技能職給料表	6 級	技能労務職員	
名 称	級制	適用範囲																			
行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員																			
医療職給料表 (一)	4 級	医師																			
医療職給料表 (二)	6 級	医療技師、薬剤師																			
医療職給料表 (三)	5 級	保健師、看護師、准看護師																			
技能職給料表	6 級	技能労務職員																			
3 [給料表] <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>級制</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>8 級</td> <td>他の給料表の適用を受けない職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表</td> <td>5 級</td> <td>保健師</td> </tr> <tr> <td>技能職給料表</td> <td>~ 47 号給</td> <td>技能労務職員</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	級制	適用範囲	行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員							医療職給料表	5 級	保健師	技能職給料表	~ 47 号給	技能労務職員	
名 称	級制	適用範囲																			
行政職給料表	8 級	他の給料表の適用を受けない職員																			
医療職給料表	5 級	保健師																			
技能職給料表	~ 47 号給	技能労務職員																			
4 [初任給] 行政職給料表 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 2 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級 5 号給</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1 級 3 号給</td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表 (一) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>博士課程修了</td> <td>1 級 1 1 号給</td> </tr> <tr> <td>大学 6 卒</td> <td>1 級 5 号給</td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表 (二) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 2 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒 (栄養士)</td> <td>1 級 4 号給</td> </tr> <tr> <td>短大 3 卒</td> <td>1 級 6 号給</td> </tr> </tbody> </table>			大学卒	2 級 2 号給	短大卒	1 級 5 号給	高校卒	1 級 3 号給	博士課程修了	1 級 1 1 号給	大学 6 卒	1 級 5 号給	大学卒	2 級 2 号給	短大卒 (栄養士)	1 級 4 号給	短大 3 卒	1 級 6 号給			
大学卒	2 級 2 号給																				
短大卒	1 級 5 号給																				
高校卒	1 級 3 号給																				
博士課程修了	1 級 1 1 号給																				
大学 6 卒	1 級 5 号給																				
大学卒	2 級 2 号給																				
短大卒 (栄養士)	1 級 4 号給																				
短大 3 卒	1 級 6 号給																				
4 [初任給] 行政職給料表 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 2 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級 5 号給</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1 級 3 号給</td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表 (一) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>博士課程修了</td> <td>1 級 1 0 号給</td> </tr> <tr> <td>大学卒 6 年</td> <td>1 級 4 号給</td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表 (二) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 2 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒 (栄養士)</td> <td>1 級 4 号給</td> </tr> <tr> <td>短大 3 卒</td> <td>1 級 6 号給</td> </tr> </tbody> </table>			大学卒	2 級 2 号給	短大卒	1 級 5 号給	高校卒	1 級 3 号給	博士課程修了	1 級 1 0 号給	大学卒 6 年	1 級 4 号給	大学卒	2 級 2 号給	短大卒 (栄養士)	1 級 4 号給	短大 3 卒	1 級 6 号給			
大学卒	2 級 2 号給																				
短大卒	1 級 5 号給																				
高校卒	1 級 3 号給																				
博士課程修了	1 級 1 0 号給																				
大学卒 6 年	1 級 4 号給																				
大学卒	2 級 2 号給																				
短大卒 (栄養士)	1 級 4 号給																				
短大 3 卒	1 級 6 号給																				
4 [初任給] 行政職給料表 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 2 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級 5 号給</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1 級 3 号給</td> </tr> </tbody> </table>			大学卒	2 級 2 号給	短大卒	1 級 5 号給	高校卒	1 級 3 号給													
大学卒	2 級 2 号給																				
短大卒	1 級 5 号給																				
高校卒	1 級 3 号給																				

現 況			調整の具体的内容																																								
百 石 町	六 戸 町	下 田 町																																									
<p>医療職給料表(三)</p> <table border="1"> <tr><td>大学卒</td><td>2級4号給</td></tr> <tr><td>短大3卒</td><td>2級3号給</td></tr> <tr><td>短大2卒</td><td>2級2号給</td></tr> <tr><td>准看護師養成所卒</td><td>1級2号給</td></tr> </table> <p>技能職給料表 ・技能職員</p> <table border="1"> <tr><td>高校卒</td><td>5号給</td></tr> <tr><td>中学卒</td><td>3号給</td></tr> </table> <p>技能免許所有者は6号給 ・労務職員</p> <table border="1"> <tr><td>中学卒</td><td>1号給～8号給</td></tr> </table>	大学卒	2級4号給	短大3卒	2級3号給	短大2卒	2級2号給	准看護師養成所卒	1級2号給	高校卒	5号給	中学卒	3号給	中学卒	1号給～8号給	<p>医療職給料表(三)</p> <table border="1"> <tr><td>大学卒</td><td>2級4号給</td></tr> <tr><td>短大3卒</td><td>2級3号給</td></tr> <tr><td>短大2卒</td><td>2級2号給</td></tr> <tr><td>准看護師養成所卒</td><td>1級2号給</td></tr> </table> <p>技能職給料表 ・技能職員</p> <table border="1"> <tr><td>高校卒</td><td>1級6号給</td></tr> <tr><td>中学卒</td><td>1級4号給</td></tr> </table> <p>・労務職員</p> <table border="1"> <tr><td>中学卒</td><td>1級2～9号給</td></tr> </table>	大学卒	2級4号給	短大3卒	2級3号給	短大2卒	2級2号給	准看護師養成所卒	1級2号給	高校卒	1級6号給	中学卒	1級4号給	中学卒	1級2～9号給	<p>医療職給料表</p> <table border="1"> <tr><td>大学卒</td><td>2級4号給</td></tr> <tr><td>短大3卒</td><td>2級3号給</td></tr> </table> <p>技能職給料表 ・技能職員</p> <table border="1"> <tr><td>高校卒</td><td>5号～11号給</td></tr> <tr><td>中学卒</td><td>3号～9号給</td></tr> </table> <p>・労務職員</p> <table border="1"> <tr><td>中学卒</td><td>1号～8号給</td></tr> </table>	大学卒	2級4号給	短大3卒	2級3号給	高校卒	5号～11号給	中学卒	3号～9号給	中学卒	1号～8号給			
大学卒	2級4号給																																										
短大3卒	2級3号給																																										
短大2卒	2級2号給																																										
准看護師養成所卒	1級2号給																																										
高校卒	5号給																																										
中学卒	3号給																																										
中学卒	1号給～8号給																																										
大学卒	2級4号給																																										
短大3卒	2級3号給																																										
短大2卒	2級2号給																																										
准看護師養成所卒	1級2号給																																										
高校卒	1級6号給																																										
中学卒	1級4号給																																										
中学卒	1級2～9号給																																										
大学卒	2級4号給																																										
短大3卒	2級3号給																																										
高校卒	5号～11号給																																										
中学卒	3号～9号給																																										
中学卒	1号～8号給																																										
<p>5 [諸手当] (主なもの) 管理職手当</p> <table border="1"> <tr><td>院長</td><td>給料月額の20%</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>給料月額の15%</td></tr> <tr><td>医長、医員</td><td>給料月額の10%</td></tr> <tr><td>総務課長・総看護師長</td><td>給料月額の10%</td></tr> <tr><td>その他課長相当職</td><td>給料月額の8%</td></tr> <tr><td>総務課長補佐・病院事務次長・看護師長</td><td>給料月額の6%</td></tr> </table> <p>扶養手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>国に同じ</td></tr> </table> <p>住居手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>青森県に同じ</td></tr> </table>	院長	給料月額の20%	副院長	給料月額の15%	医長、医員	給料月額の10%	総務課長・総看護師長	給料月額の10%	その他課長相当職	給料月額の8%	総務課長補佐・病院事務次長・看護師長	給料月額の6%	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	<p>5 [諸手当] (主なもの) 管理職手当</p> <table border="1"> <tr><td>院長</td><td>月額：50,000円</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>月額：30,000円</td></tr> <tr><td>医長</td><td>月額：20,000円</td></tr> <tr><td>医員</td><td>月額：15,000円</td></tr> <tr><td>課長職</td><td>月額：35,000円</td></tr> </table> <p>扶養手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>国に同じ</td></tr> </table> <p>住居手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>青森県に同じ</td></tr> </table>	院長	月額：50,000円	副院長	月額：30,000円	医長	月額：20,000円	医員	月額：15,000円	課長職	月額：35,000円	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	<p>5 [諸手当] (主なもの) 管理職手当</p> <table border="1"> <tr><td>総務課長</td><td>給料月額の10%</td></tr> <tr><td>課長職</td><td>給料月額の8%</td></tr> <tr><td>総務課長補佐</td><td>給料月額の6%</td></tr> </table> <p>扶養手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>国に同じ</td></tr> </table> <p>住居手当</p> <table border="1"> <tr><td>支給基準</td><td>青森県に同じ</td></tr> </table>	総務課長	給料月額の10%	課長職	給料月額の8%	総務課長補佐	給料月額の6%	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	
院長	給料月額の20%																																										
副院長	給料月額の15%																																										
医長、医員	給料月額の10%																																										
総務課長・総看護師長	給料月額の10%																																										
その他課長相当職	給料月額の8%																																										
総務課長補佐・病院事務次長・看護師長	給料月額の6%																																										
支給基準	国に同じ																																										
支給基準	青森県に同じ																																										
院長	月額：50,000円																																										
副院長	月額：30,000円																																										
医長	月額：20,000円																																										
医員	月額：15,000円																																										
課長職	月額：35,000円																																										
支給基準	国に同じ																																										
支給基準	青森県に同じ																																										
総務課長	給料月額の10%																																										
課長職	給料月額の8%																																										
総務課長補佐	給料月額の6%																																										
支給基準	国に同じ																																										
支給基準	青森県に同じ																																										

現 況			調整の具体的内容																																																																																																																																								
百 石 町	六 戸 町	下 田 町																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">通勤手当</td> </tr> <tr> <td>支給基準</td> <td colspan="2">青森県に同じ。ただし、自動車に係る距離区分は38Km以上まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給基準</td> <td>支給率</td> <td>青森県に同じ</td> </tr> <tr> <td>算定基礎</td> <td>月額特殊勤務手当を除く(給料のみ)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊勤務手当</td> </tr> <tr> <td>税務手当</td> <td colspan="2">月額3,000円</td> </tr> <tr> <td>感染症防疫作業手当</td> <td colspan="2">1日 200円</td> </tr> <tr> <td>用地交渉手当</td> <td colspan="2">1日 360円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(院長)</td> <td colspan="2">月額1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(副院長)</td> <td colspan="2">月額700,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(医長)</td> <td colspan="2">月額500,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(医員)</td> <td colspan="2">月額350,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間看護手当(準夜勤)</td> <td colspan="2">1回 2,800円</td> </tr> <tr> <td>夜間看護手当(深夜勤)</td> <td colspan="2">1回 3,200円</td> </tr> <tr> <td>地域手当(医師)</td> <td colspan="2">月額20,000円</td> </tr> <tr> <td>死体処理手当</td> <td colspan="2">1体 300円</td> </tr> <tr> <td>待機手当</td> <td colspan="2">月額3,000円</td> </tr> </table>			通勤手当			支給基準	青森県に同じ。ただし、自動車に係る距離区分は38Km以上まで		時間外勤務手当			支給基準	支給率	青森県に同じ	算定基礎	月額特殊勤務手当を除く(給料のみ)	特殊勤務手当			税務手当	月額3,000円		感染症防疫作業手当	1日 200円		用地交渉手当	1日 360円		診療従事手当(院長)	月額1,000,000円		診療従事手当(副院長)	月額700,000円		診療従事手当(医長)	月額500,000円		診療従事手当(医員)	月額350,000円		夜間看護手当(準夜勤)	1回 2,800円		夜間看護手当(深夜勤)	1回 3,200円		地域手当(医師)	月額20,000円		死体処理手当	1体 300円		待機手当	月額3,000円		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">通勤手当</td> </tr> <tr> <td>支給基準</td> <td colspan="2">国に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>支給基準</td> <td colspan="2">青森県に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊勤務手当</td> </tr> <tr> <td>防疫等作業手当</td> <td colspan="2">1日100~200円</td> </tr> <tr> <td>危険手当</td> <td colspan="2">月額2,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(院長)</td> <td colspan="2">月額700,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(副院長)</td> <td colspan="2">月額500,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(医長)</td> <td colspan="2">月額430,000円</td> </tr> <tr> <td>診療従事手当(医員)</td> <td colspan="2">月額400,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間看護手当</td> <td colspan="2">1回6,800円</td> </tr> <tr> <td>調剤手当</td> <td colspan="2">月額3,000円</td> </tr> <tr> <td>栄養研究手当</td> <td colspan="2">月額2,000円</td> </tr> </table>			通勤手当			支給基準	国に同じ		時間外勤務手当			支給基準	青森県に同じ		特殊勤務手当			防疫等作業手当	1日100~200円		危険手当	月額2,000円		診療従事手当(院長)	月額700,000円		診療従事手当(副院長)	月額500,000円		診療従事手当(医長)	月額430,000円		診療従事手当(医員)	月額400,000円		夜間看護手当	1回6,800円		調剤手当	月額3,000円		栄養研究手当	月額2,000円		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">通勤手当</td> </tr> <tr> <td>支給基準</td> <td colspan="2">国に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>支給基準</td> <td colspan="2">青森県に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊勤務手当</td> </tr> <tr> <td>税務手当</td> <td colspan="2">月額2,000円</td> </tr> <tr> <td>防疫等作業手当</td> <td colspan="2">1日 210円</td> </tr> <tr> <td>用地等交渉手当</td> <td colspan="2">1日 200円</td> </tr> <tr> <td>主任保育士手当</td> <td colspan="2">月額8,000円</td> </tr> <tr> <td>保育士手当</td> <td colspan="2">月額6,000円</td> </tr> <tr> <td>行旅死病人措置手当(救護作業)</td> <td colspan="2">1件 250円</td> </tr> <tr> <td>行旅死病人措置手当(措置作業)</td> <td colspan="2">1件 500円</td> </tr> </table>			通勤手当			支給基準	国に同じ		時間外勤務手当			支給基準	青森県に同じ		特殊勤務手当			税務手当	月額2,000円		防疫等作業手当	1日 210円		用地等交渉手当	1日 200円		主任保育士手当	月額8,000円		保育士手当	月額6,000円		行旅死病人措置手当(救護作業)	1件 250円		行旅死病人措置手当(措置作業)	1件 500円	
通勤手当																																																																																																																																											
支給基準	青森県に同じ。ただし、自動車に係る距離区分は38Km以上まで																																																																																																																																										
時間外勤務手当																																																																																																																																											
支給基準	支給率	青森県に同じ																																																																																																																																									
	算定基礎	月額特殊勤務手当を除く(給料のみ)																																																																																																																																									
特殊勤務手当																																																																																																																																											
税務手当	月額3,000円																																																																																																																																										
感染症防疫作業手当	1日 200円																																																																																																																																										
用地交渉手当	1日 360円																																																																																																																																										
診療従事手当(院長)	月額1,000,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(副院長)	月額700,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(医長)	月額500,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(医員)	月額350,000円																																																																																																																																										
夜間看護手当(準夜勤)	1回 2,800円																																																																																																																																										
夜間看護手当(深夜勤)	1回 3,200円																																																																																																																																										
地域手当(医師)	月額20,000円																																																																																																																																										
死体処理手当	1体 300円																																																																																																																																										
待機手当	月額3,000円																																																																																																																																										
通勤手当																																																																																																																																											
支給基準	国に同じ																																																																																																																																										
時間外勤務手当																																																																																																																																											
支給基準	青森県に同じ																																																																																																																																										
特殊勤務手当																																																																																																																																											
防疫等作業手当	1日100~200円																																																																																																																																										
危険手当	月額2,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(院長)	月額700,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(副院長)	月額500,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(医長)	月額430,000円																																																																																																																																										
診療従事手当(医員)	月額400,000円																																																																																																																																										
夜間看護手当	1回6,800円																																																																																																																																										
調剤手当	月額3,000円																																																																																																																																										
栄養研究手当	月額2,000円																																																																																																																																										
通勤手当																																																																																																																																											
支給基準	国に同じ																																																																																																																																										
時間外勤務手当																																																																																																																																											
支給基準	青森県に同じ																																																																																																																																										
特殊勤務手当																																																																																																																																											
税務手当	月額2,000円																																																																																																																																										
防疫等作業手当	1日 210円																																																																																																																																										
用地等交渉手当	1日 200円																																																																																																																																										
主任保育士手当	月額8,000円																																																																																																																																										
保育士手当	月額6,000円																																																																																																																																										
行旅死病人措置手当(救護作業)	1件 250円																																																																																																																																										
行旅死病人措置手当(措置作業)	1件 500円																																																																																																																																										

現 況			調整の具体的内容																										
百 石 町	六 戸 町	下 田 町																											
<p>宿日直手当</p> <table border="1"> <tr> <td>一般職員</td> <td>日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)</td> </tr> <tr> <td>病院職員</td> <td>日額5,900円</td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td>日額20,000円</td> </tr> </table> <p>期末・勤勉手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>国に同じ</td> </tr> </table> <p>寒冷地手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>青森県に同じ</td> </tr> </table>	一般職員	日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)	病院職員	日額5,900円	医 師	日額20,000円	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	<p>宿日直手当</p> <table border="1"> <tr> <td>一般職員</td> <td>日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)</td> </tr> <tr> <td>病院職員</td> <td>日額6,300円 (退庁時引き続きは 9,450円)</td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td>日額20,000円 (退庁時引き続きは 30,000円)</td> </tr> </table> <p>期末・勤勉手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>国に同じ</td> </tr> </table> <p>寒冷地手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>青森県に同じ</td> </tr> </table>	一般職員	日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)	病院職員	日額6,300円 (退庁時引き続きは 9,450円)	医 師	日額20,000円 (退庁時引き続きは 30,000円)	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	<p>宿日直手当</p> <table border="1"> <tr> <td>一般職員</td> <td>日額4,200円</td> </tr> </table> <p>期末・勤勉手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>国に同じ</td> </tr> </table> <p>寒冷地手当</p> <table border="1"> <tr> <td>支給基準</td> <td>青森県に同じ</td> </tr> </table>	一般職員	日額4,200円	支給基準	国に同じ	支給基準	青森県に同じ	
一般職員	日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)																												
病院職員	日額5,900円																												
医 師	日額20,000円																												
支給基準	国に同じ																												
支給基準	青森県に同じ																												
一般職員	日額4,200円 (退庁時引き続きは 6,300円)																												
病院職員	日額6,300円 (退庁時引き続きは 9,450円)																												
医 師	日額20,000円 (退庁時引き続きは 30,000円)																												
支給基準	国に同じ																												
支給基準	青森県に同じ																												
一般職員	日額4,200円																												
支給基準	国に同じ																												
支給基準	青森県に同じ																												
<p>6【定年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年 60歳(医師は65歳) 定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日 	<p>6【定年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年 60歳(医師は65歳) 定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日 	<p>6【定年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年 60歳 定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日 																											
<p>7【勸奨退職制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勸奨退職対象者 3月31日現在で50歳以上60歳未満(医師は、55歳以上65歳未満) 	<p>7【勸奨退職制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勸奨退職対象者 3月31日現在で50歳以上58歳未満 ・特別勸奨退職 3月31日現在で58歳以上 	<p>7【勸奨退職制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勸奨退職対象者 3月31日現在で50歳以上58歳未満 ・特別勸奨退職 3月31日現在で58歳以上 																											

【参考資料】

平成15年3月 類似団体別市町村財政指数表（特別会計職員を除く）から

類型 都市0-0（人口35,000人の市）

[本庁] 一般職員 188.10人（うち技能労務職員 5.40人）、教育公務員 1.10人、合計 189.20人

[支所・出張所等] 一般職員 33.00人、合計 33.00人

[施設] 一般職員 83.60人（うち技能労務職員 32.50人）、教育公務員 2.40人、合計 86.00人

合計 一般職員 304.70人（うち技能労務職員 37.90人）、教育公務員 3.50人、合計 308.20人

百石町・六戸町・下田町職員総数 381人（平成16年4月1日現在）

一般職員 百石町68人+六戸町94人+下田町96人=258人

条例・規則等の取扱いについて（協定項目12）

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。
 - 1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 - 2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 - 3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
- 2 新市を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した自治基本条例を制定することとし、制定時期については合併後2年以内を目処とする。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	1 2 条例・規則等の取扱い	関係項目	
調整内容	1 条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 2 新市を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した自治基本条例を制定することとし、制定時期については合併後2年以内を目処とする。		

	現 況			調整の具体的内容
	百石町	六戸町	下田町	
例規集 登 載				条例・規則等の整備方針 1 新市発足時には、百石町、六戸町、下田町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の区分により整備するものとする。 【施行の方法による区分】 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。 制定手続による分類 ・条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項） ・規則、訓令、その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項） (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条） (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等） イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの 2 新市を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した自治基本条例を制定することとし、制定時期については合併後2年以内を目処とする。
条 例	1 4 2 本	1 4 7 本	1 3 4 本	
規 則	1 4 5 本	1 3 1 本	1 2 3 本	
その他 (規程、規約等)	1 0 4 本	1 0 0 本	6 8 本	
（内容現在 平成16年5月21日）				

参 考 資 料

「協働による6割財政」を実現するために 自治基本条例の制定の必要性

1 理念を実現するための仕組みとルールが必要

合併理念では、「協働による6割財政」をキャッチフレーズとし、住民と行政の協働によって、従来型の他者に依存しがちな行政運営を改め、コンパクトな財政規模とすることによって財政基盤の確立を図り、持続可能な地域づくりをめざすとしています。

協働とは、「公益的な活動を行う個人・団体と行政が、対等な関係で協力して公共的課題の解決にあたること」であり、そのためには「住民参加」と「情報の公開・共有」が不可欠であり、その理念を実現するための具体的な仕組みとルールが必要とされます。

2 自治基本条例とは何か

自治基本条例とは、自らの自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的また体系的に整備した、最高の条例で、それゆえに「自治体の憲法」とも称されているものです。

具体的には、その自治体の地方自治（住民自治、団体自治）の基本的あり方や自治体の組織や運営に関しての基本的事項など、次のような内容が規定されています。

- 1) まちづくりの目標・理念
- 2) まちづくりの基本原則（ 情報共有の原則、 情報への権利、 説明責任、 参加原則など）
- 3) 自治の制度・仕組み
- 4) 最高規範性

このような自治基本条例を制定する動きが、いま各地に広がっています。名称は、「自治基本条例」のほか、「まちづくり基本条例」あるいは「行政基本条例」などと多様ですが、そこには、これまでの日本の自治体改革の成果を自らの自治体に最大限にいかして、情報公開や市民参加を基本に市民権の市政を実現し、最良の行政手法や政策手法を駆使して質の高い政策を行おうという、共通した思いが込められています。

自治体はこれから自治基本条例の時代を迎えます。自治・分権という時代の流れからいっても、また、厳しい財政環境からも、もはや従来のようなお任せ民主主義や安易な増分主義の自治体運営は通用しません。何事につけ、市民合意と自己責任のもとで、最良の政策判断を行って自治体を運営する自治の慣習を、市民も職員も市長も議員も身につけなければならなくなっています。その道標となるのが自治基本条例だといってよいでしょう。

3 なぜ、今自治基本条例か

1) 自治体の政策自立

自治基本条例が必要になった第一の理由は、分権改革によって、自治体が、国と対等協力の関係に立つ地方政府として政策自立が求められるようになったことにあります。分権改革後、自治体は個性的で活力ある地域を創造していくために、自己決定・自己責任で自治体を運営していく体制を整備することが要請されています。自治体の財政が逼迫している現在、地域政策の取捨選択を余儀なくされているという事情もあります。

したがって、自治体は、自ら地域の政策課題を設定し、その課題を解決・実現するための政策決定システムの構築、総合計画の樹立、政策評価制度の整備、総合計画と予算制度の調整、総合計画と他の中間計画・個別計画の体系化、条例の体系化、法務体制の整備などを自ら行う必要があります。自治基本条例は、それを自前のルールとして確立するものとなります。

2) 住民自治の確立

憲法の保障する地方自治（92条）は、団体自治と住民自治を内容としています。住民自治は、自治体の意思を住民自身が決定することを要請するものです。地方自治法第1条の2第1項によれば、自治体は、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とされています。

憲法第92条が規定する「地方自治の本旨」のうち、第1次分権改革は、「団体自治」の拡充を実現したとされます。もう1つの側面である「住民自治」をどのように拡充するかは、自治体に委ねられており、創意工夫が求められています。

したがって、自治体は、独自に住民自治のシステムを構築していく必要があり、自治体の意思決定過程の透明化、情報共有、参加のルール化ということがなされる必要があります。それが自治基本条例が必要とされる第二の理由です。

3) 地方分権の進展と政策法務

「国の事務」を下請けすることが多かった分権改革以前とは異なり、現在では、自治体は、「地域における総合的政策立案・実施主体」として、住民福祉の向上のために法律に基づく「自治体の事務」を実施し、また、自ら事務を創造しなければなりません。それにあたっては、自主的・自立的な法解釈と法政策が必要となります（＝政策法務）。政策法務は、地方分権時代における自治体の標準装備といえます。

政策法務とは、「地方自治の本旨の実現のために、住民の福祉増進の観点から必要と考えられる政策を、憲法をはじめとする関係法体系のもとでいかに適法・合理的に制度化、条例化するか（条例法務・審査法務）、適法・効果的に運用するか（運用法務・訴訟法務）に関する施行と実践」と定義されています。

自治体の任務・存在目的（＝公共性）は、究極的には住民の人権・権利の保障・充実にあるとされ、政策・施策・事務事業の目標は、「法」（条例等の自治立法を含む。）によって確立させるべきものです。

また、住民自治の確立、行政の民主的統制のためには、この「法」によって自治体組織の活動を規律することが必要になります（法律による行政の原理ないし法治主義）。

4 合併に伴う例規整備の意味

以上のように、自治基本条例の制定を含む合併に際しての自治体の例規整備は、こうした自治体の「法」の体系化をするものであり、そのあり方は、きわめて重要な自治体政策になるといえます。

したがって、合併時の例規整備は、合併自治体における自治体法（＝自治体の諸活動を規律する国の法令や自治体の定める条例、規則などの総体）の体系を新たに構築するという意味を持ち、単に事務事業の形を整えるだけの作業ではなく、自治体の法的なあり様を確立する重要な取り組みであり、新自治体の基盤を形成するものといえます。

そこで分権型自治体の標準装備である「政策法務」の考え方を踏まえ、自治体の合併における例規整備の進め方を、合併後の政策法務を見据えて展開する必要があります。

使用料・手数料の取扱いについて（協定項目14）

使用料・手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

使用料・手数料の取扱いについては、住民負担の適正化及び住民の一体性の確保を考慮し、関係する事務事業の中で、次の点に留意して調整するものとする。

- 1 使用料：施設等に係る使用料については、各町における従前からの経緯を考慮し、原則として現行のとおりとするが、道路占用料等合併時に統一することが望ましいものについては、各町の現行単価を基準として調整を行う。
- 2 手数料：手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担公平の原則に基づき、各町の現行単価を基準として合併時に統一する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協 議 事 項	1 4 使用料・手数料の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	<p>使用料・手数料の取扱いについては、住民負担の適正化及び住民の一体性の確保を考慮し、関係する事務事業の中で、次の点に留意して調整するものとする。</p> <p>1 使用料：施設等に係る使用料については、各町における従前からの経緯を考慮し、原則として現行のとおりとするが、道路占用料等合併時に統一することが望ましいものについては、各町の現行単価を基準として調整を行う。</p> <p>2 手数料：手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担公平の原則に基づき、各町の現行単価を基準として合併時に統一する。</p>		

現 況			
使用料			
区分	百 石 町	六 戸 町	下 田 町
総務企画関係	行政財産使用料(土地・建物) 生活会館使用料 コミュニティセンター使用料 本町コミュニティ消防センター使用料 明神山コミュニティ防災センター使用料	行政財産使用料(土地・建物) 公の施設使用料(役場庁舎など) 町民バス使用料	行政財産使用料(土地・建物)
保健福祉関係	保健福祉センター使用料 地域福祉センター使用料 町保育所徴収金(保育料)	老人福祉センター使用料 町保育所徴収金(保育料)	老人福祉センター使用料 町保育所徴収金(保育料) 下田霊園使用料、管理料
産業観光関係	観光 PR センター使用料 バーベキュー・ハウス使用料 勤労者研修センター使用料	公の施設使用料(ふれあいセンター)	農村環境改善センター使用料 白鳥の家使用料 縄文の森イベント広場使用料

現 況

区分	百 石 町	六 戸 町	下 田 町
建設 下水道 関係	百石町公園使用料 道路占用料 町営住宅使用料 公共下水道使用料	六戸町公園使用料 道路占用料 町営住宅使用料 公共下水道使用料 農業集落排水使用料 小松ヶ丘ニュータウン排水施設使用料	下田公園使用料(野球場・テニスコート等含む) 道路占用料 町営住宅使用料 公共下水道使用料 下水道使用料(農業集落排水)
教育 文化 関係	学校給食費負担金 学校教職員住宅使用料 公民館使用料 創作の家使用料 みなくる館使用料 町民体育館使用料 いちよう公園体育施設使用料 町民交流館使用料	学校使用料(小学校・中学校) 就業改善センター使用料 公民館使用料 文化ホール使用料 総合体育館使用料 総合運動公園使用料 町営野球場使用料 勤労者体育センター使用料 海洋センター使用料	学校教職員住宅使用料 公民館使用料 町民交流センター使用料

現 況

手数料

手数料名	百石町	六戸町	下田町	
戸籍謄本、抄本	450 円	450 円	450 円	
戸籍証明	350 円	350 円	350 円	
除籍謄本、抄本	750 円	750 円	750 円	
除籍証明	450 円	450 円	450 円	
戸籍の届出、受理	350 円	350 円	350 円	法務省令上質紙1,400 円(百石)
戸籍届出、受理閲覧	350 円	350 円	350 円	
印鑑証明	300 円	220 円	250 円	
外国人登録証明	300 円	220 円	250 円	
埋火葬証明	300 円	220 円	250 円	
戸籍附票の写しの交付	300 円	220 円	250 円	
住民票の写しの交付	300 円	220 円	250 円	
住民票、戸籍附票全員の写しの交付	400 円	400 円	250 円	
印鑑登録証の交付	400 円	220 円	250 円	
印鑑登録証の再交付	400 円	330 円	350 円	
住民基本台帳カード交付	500 円	500 円	500 円	
住民基本台帳カード再交付	500 円	500 円	500 円	
住民票閲覧	300 円	220 円		
犬の登録	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
狂犬病予防注射済票交付	550 円	550 円	550 円	
犬の鑑札再交付	1,600 円	1,600 円	1,600 円	
狂犬病予防注射済票再交付	340 円	340 円	340 円	
ホームヘルパー派遣(1時間当り)	950 円		950 円	
巡回型ホームヘルパー派遣(1回当り)	750 円			

現 況

手数料名	百石町	六戸町	下田町	
資産証明	300 円	220 円	250 円	
租税、公課証明	300 円	220 円	250 円	
納税証明	300 円	220 円	250 円	
身分証明	300 円	350 円	250 円	
営業証明	300 円	220 円	250 円	
所得証明	300 円	220 円		
固定資産税課税台帳閲覧	300 円	220 円		
固定資産税課税台帳記載事項の証明	300 円			
公簿、公図等写しの交付	300 円	220 円	250 円	
公簿、公図等の閲覧	300 円	220 円	250 円	
地籍調査の成果に関する図面交付(一筆図)		500 円		
地籍調査の成果に関する図面交付(地籍図)		1,000 円		
地籍調査の成果に関する図面交付(集成図)		1,000 円		
臨時運行許可申請	750 円			
町税督促	200 円	200 円	150 円	
税外諸収入督促	50 円	200 円	150 円	
住宅用家屋証明申請		1,300 円	1,300 円	
と畜場直送証明書交付			1,200 円	
死亡獣畜取扱場設置許可申請		16,400 円	16,400 円	
動物の飼養又は収容の許可申請		8,000 円	8,000 円	
鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付	3,400 円	3,400 円	3,400 円	
耕作証明	300 円	220 円		
農業振興地域に関する証明	300 円	220 円		

現 況

手数料名	百石町	六戸町	下田町	
県屋外広告物条例に関する許可等(以下2件を除く。)	同 額			
県屋外広告物条例に関する許可等(アドバルーン)	3,000 円	2,700 円	2,700 円	
県屋外広告物条例に関する許可等(アーチ)		3,000 円	3,000 円	
都市計画地域に関する証明	300 円	220 円		
建築に関する証明	300 円			
優良宅地造成認定申請	86,000 円			
優良住宅新築認定申請 100 m ² 以下	6,200 円			
優良住宅新築認定申請 100 m ² を超え 500 m ² 以下	8,600 円			
優良住宅新築認定申請 500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	13,000 円			
優良住宅新築認定申請 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	35,000 円			
優良住宅新築認定申請 10,000 m ² 超	43,000 円			
下水道工事検査	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
下水道指定工事店審査	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
下水道督促	200 円	200 円	150 円	
その他の証明	300 円	220 円	250 円	

補助金・交付金の取扱いについて（協定項目15）

補助金・交付金の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に判断し、地域の実情や従来からの経緯にも考慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、関係団体の理解と協力を得て調整するものとする。

同一、あるいは同種の補助金・交付金については、統一の方向で調整する。

独自の補助金・交付金については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

整理統合できる補助金・交付金については、統合・廃止の方向で調整する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	15 補助金・交付金の取扱い	関係項目	
調整内容	補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に判断し、地域の実情や従来からの経緯にも考慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、関係団体の理解と協力を得て調整するものとする。 同一、あるいは同種の補助金・交付金については、統一の方向で調整する。 独自の補助金・交付金については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。 整理統合できる補助金・交付金については、統合・廃止の方向で調整する。		

現 況					
区分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備考
総務企画関係	議会議員互助会事業				
	職員厚生費補助金				
	職員福利厚生協議会補助金(各種生命保険手数料分)				
	東京青森県人会賛助金				
	集会所改築補助金				
	街灯設置費補助金				
	街灯管理運営費補助金				
	納税貯蓄組合事務費補助金				
	納税貯蓄組合連合会補助金				
	交通安全協会補助金				
	交通安全母の会連合会補助金				百石は防犯母の会補助金含む
	百石地区警察官駐在所連絡協議会補助金				
	防犯協会補助金				
	日本消防協会消防団員福祉共済加入補助金				
	県消防協会消防団員罹災互助会加入補助金				
	消防団幹部互助会補助金				
自動車ポンプ運営費補助金					
火防組助成金					

現 況

区 分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備 考
総務企画関係	県新産業都市建設事業団一時借入利子補給金				
	特別分譲利子補給金				
	まちづくり推進協会補助金				
	ハートピア協働活動支援助成金				
	一般コミュニティ助成事業費補助金				
	東京(六戸・下田)人会補助金				
	六戸町ふれあいの郷づくり事業				
	町内会連合会補助金				
保健福祉関係	十和田人権擁護委員協議会十和田地区部会事業				
	民生委員児童委員協議会補助金				
	遺族会補助金				
	町自衛隊父兄会補助金				
	ゴミ箱設置費補助金				
	浄化槽設置整備費補助金				
	町食生活改善推進員会補助金				
	八戸食品衛生協会百石支部補助金				
	国保病院事業特別会計補助金				
	在宅老人福祉サービス事業				
	児童館母親クラブ補助金				
	町保育連合会補助金				
	精神障害者家族会補助金				
	精神障害者地域生活援助事業補助金				
	老人クラブ補助金(単位会)				
	老人クラブ連合会補助金				
	家族介護者ヘルパー受講支援補助金				
社会福祉協議会補助金					
ボランティア養成等事業補助金					

現 況

区 分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備 考
保健福祉関係	町心配ごと相談所補助金				
	町母子福祉会補助金				
	地域福祉基金運営事業費補助金				
	町身体障害者福祉会補助金				
	町手をつなぐ親の会補助金				
	八戸赤十字病院増改築等整備費補助金				
	病院事業会計収益運営費負担金				
産業観光関係	農産物改良協議会補助金				
	農業祭支援補助金				
	野菜価格安定事業費補助金				
	転作集団育成事業費補助金				
	地域水田農業推進協議会補助金				
	農業用廃プラスチック回収促進対策事業費補助金				
	農業用使用済資材回収緊急特別事業費補助金				
	大規模経営農家育成利子補給金				
	農業経営基盤強化資金利子補給金				
	新農業構造改善事業費元利補給金				
	経営資金等利子補給金（天災資金）				
	水田農業構造改革産地づくり対策事業費補助金				
	地域特産品開発事業補助金（ふるさとの味研究会）				
	いちご産地力強化推進事業補助金				
	あおもり「冬の農業」施設整備事業補助金（JA ももいし）				
	適地適作地域営農再編誘導事業補助金				
	水産振興対策事業補助金				
	六戸町農業振興対策協議会事業				
六戸町シャモロック生産組合事業					
農業用資材適正処理事業					

現 況

区 分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備 考
産業観光関係	にんにく優良種苗普及事業				
	葉たばこ生産振興対策事業				
	青森県農家経営安定支援資金利子助成事業				
	町畜産振興協議会補助金				
	豚丹毒予防注射事業補助金				
	牛アカバネ病予防注射助成事業				
	子牛三種混合ワクチン助成事業				
	豊栄地区農道網整備事業費補助金				
	県営奥入瀬川地区ほ場整備事業費元利補給金				
	県営大光寺地区ほ場整備事業費元利補給金				
	間木地区ため池等整備事業費補助金				
	農業者年金協会補助金				
	町認定農業者の会補助金				
	町どでカボチャ大会実行委員会補助金				
	農業者等緊急就労対策事業費元利補給金				
	農業団体等育成補助金				
	農業経営改善支援資金利子助成事業費補助金				
	六戸町漁業協同組合事業				
	観光協会補助金				
	町産業と文化まつり補助金				
	町物産振興会補助金				
	六戸町民ゴルフ大会事業				
	メイプルタウンフェスタ2003事業				
商工会補助金					
小規模企業者経営合理化助成事業費補助金					
小規模企業者特定設備融資資金利子補給金					
中小企業振興補助金					

現 況

区 分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備 考
産業観光関係	近代化資金特別保証制度保証料				
	簡易小口融資特別保障制度保証料				
	大型店進出対策資金特別保証制度保証料				
	下田あきんど祭実行委員会補助金				
	特産品等開発研究会補助金				
	町出稼協議会補助金				
建設下水道関係	道路愛護及び側溝清掃補助金				下田町農村集落分を含む
	水洗便所改造等資金利子補給金				
教育文化関係	中体連等大会出場補助金				
	スポーツ奨励費補助金				
	中学校部活動補助金				
	学校給食運営協議会補助金				
	教育振興会補助金				
	要・準要保護児童生徒PTA安全互助会費助成金				
	六戸町生徒指導連絡協議会事業				
	六戸町学校保健会事業				
	幼稚園就園奨励費補助金				
	すくすく子育て支援費補助金				
	子ども会育成連合会補助金				
	連合PTA補助金				
	青少年育成町民会議補助金				
	連合青年団補助金				
	連合婦人会補助金				
	婦人団体連絡協議会補助金				
	社会教育関係研修会等派遣費補助金				
婦人教室開設補助金					
生涯学習フェスティバル実行委員会補助金					

現 況

区 分	補助金・交付金の名称	百石町	六戸町	下田町	備 考
教育文化関係	町国際交流協会補助金				
	文化協会補助金				
	郷土芸能保存会補助金				
	全国将棋祭り実行委員会補助金				
	ももいし王将太鼓の会補助金				
	太鼓フェスティバル実行委員会補助金				
	町郷土芸能後継者育成活動補助金				
	六戸町無形文化財保存会事業				
	六戸町地域公民館連絡協議会事業				
	町民大運動会実行委員会補助金				
	体育協会補助金				
	町民ふれあい駅伝大会実行委員会補助金				
	スポーツ少年団育成補助金				
	県内外大会派遣補助金（東北大会、全国大会等）				
	町体育指導員協議会補助金				
	いちょうマラソン大会補助金				
	海洋教育事業B & G「海洋体験セミナー」事業				
	メイプルタウンフェスタ2003マラソン大会事業				
	海洋教育事業B & G「海洋体験クルーズ」事業				
	県民駅伝競走大会実行委員会補助金				
県民体育大会出場補助金					
北奥羽総合体育大会出場補助金					
スポーツ少年団等大会出場補助金					

町名・字名の取扱いについて（協定項目16）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

旧町名を残し、大字と字の表記を廃止する。地名変更に伴い同一表記となる六戸町の地名については、六戸町において調整する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	16 町名・字名の取扱い	関係項目	
調整内容	旧町名を残し、大字と字の表記を廃止する。地名変更に伴い同一表記となる六戸町の地名については、六戸町において調整する。		

現況			調整の具体的内容
百石町	六戸町	下田町	
大字数 0	大字数 7	大字数 0	
	小平、柳町、鶴喰、上吉田、下吉田、折茂、犬落瀬		
字数 41	字数 101	字数 88	
上明堂、下明堂、新助川原、苗平谷地、上前田、下前田、後田、下屋敷、牛込平、前川原、堀ノ内、下川原、新田、沼端、後谷地、堤田、千刈田、下谷地、深沢平、一川目、内山平、向平、風嵐、洋光台一丁目、洋光台二丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目、洋光台五丁目、洋光台六丁目、一川目一丁目、一川目二丁目、一川目三丁目、一川目四丁目、二川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、松原一丁目、松原二丁目	(小平) 小平、千刈田、前田、樋口、岩崎、前平、前山、古平、古渡戸頭、 (柳町) 柳町、下川原、百役、猿ヶ池、 (鶴喰) 鶴喰、明堂、若宮下、天満下、常法川原、日向山、葉ノ木山、下川原、石森、 (上吉田) 上吉田、上川原、坂ノ下、前田、入口、長谷、松木田、左ノ平、長谷地、 (下吉田) 下吉田、沼田、下沼田、赤田、米沢、 (折茂) 畑刈、畑刈下、大道、下夕田、後谷地、鳥喰谷地、前川原、下田表、中野渡、前田、前谷地、今熊、上折茂、沖山、 (犬落瀬) 長漕、高屋敷、千刈田、中川原、新川原、船場川原、明土、後田、若宮、下川原、押込、森田、前谷地、五人役、中田坪、千刈田谷地、佐野谷地、高見、林、洗平、高館、柴山、下久保、七百、権現沢、根古橋、通目木、坪毛沢、柳沢、堀切沢、南平、	秋堂、赤田前、明土、洗平、阿光坊、犬毛谷地、後谷地、鶉久保、鶉久保山、獺野、上久保、上谷地、萱の前、上川原、川端、木崎、北下田、黒坂谷地、小前谷地、三本木、境田、三九郎、上水下、神明前、下谷地、下境、下川原、外小橋、染屋、館越、丈の端、立蛇、高田、土取、豊、苗振谷地、中野平、中谷地、中平下長根山、中下田、菜飯、新敷、沼小屋、浜道、馳下り、彦七川原、古間木山、瓢、間木、前谷地、前川原、南下田、向川原、向山、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、緑ヶ丘七丁目、緑ヶ丘八丁目、緑ヶ丘九丁目、緑ヶ丘十丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目、若葉七丁目、若葉八丁目、	

現況			調整の具体的内容
百石町	六戸町	下田町	
	沼久保、岡沼、四木、木越、上淋代、 下淋代、内金矢、金矢、金沢、内山、 中屋敷 小松ヶ丘一丁目、小松ヶ丘二丁目、 小松ヶ丘三丁目、小松ヶ丘四丁目、 小松ヶ丘五丁目、小松ヶ丘六丁目、 金矢一丁目、金矢二丁目、金矢三丁 目	若葉九丁目、若葉十丁目、青葉一丁 目、青葉二丁目、青葉三丁目、青葉 四丁目、青葉五丁目、青葉六丁目、 青葉七丁目、青葉八丁目、青葉九丁 目、青葉十丁目、住吉一丁目、住吉 二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目	

過去の合併等の沿革

六戸町

明治 22 年市町村制施行により、折茂村、柳町村、小平村、鶴喰村、犬落瀬村、上吉田村、下吉田村の 7 ヶ村が合併して六戸村となる。その後、昭和 32 年 10 月町制を布いて六戸町と改められ、現在に至っている。

町名・字名の区域及び名称の取扱いに関する法令

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

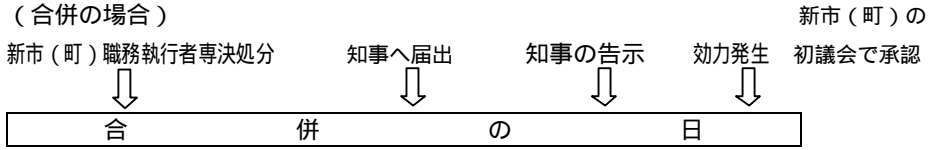
第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【地方自治法第 2 6 0 条の手続きの手順】

（通常の場合）



（合併の場合）



【町名・字名に関する実際の変更手続】

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている例が多い。ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

通常の手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市（町）の発足時には、新市（町）の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市（町）の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

【参考事項】

市町村の配置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第 260 条の手続は不要である。（30.3.30 行政実例）

【手続不要の例】



【手続を要する例】（新たな町名を画すると解釈される。）



「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第 260 条の手続が必要である。

市町村合併に伴う「字」又は「町」の区域設定について

《基本原則》

「町」と「字」の 2 種類構造は設定できない。

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項では、「市町村区域内の町若しくは字の区域を新たに画し・・・」としていることから、「町」又は「字」の区域を設定できると解すべきであり、「町」と「字」の重層は想定されない。

「市 町字××」、「市 町大字 字××」は不可
「町」「字」は同じ区画単位であって厳密な違いはなく、市町村の判断によって「字」として設定するか「町」として設定するかは決められるものである。

《区域設定》	先進事例
<p>1. 「字」の区域設定</p> <p>表記パターン</p> <p>大字、字の2重構造の場合・・・「大字 字 」と表記する。 大字を設定せず小字を残す場合・・・「字 」と表記する。 大字を残し小字を設定しない場合・・・「大字 」と表記する。</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字と小字については「大字 」 「字 」と両者を区別する表記が基本。 ・「字には小字も含む。」(行政実例) ・「字」を付さずに「 」 「 丁目」等として「字」を設定することも制度上禁止されていないが、設定した区域が「字」であるか「町」であるかの区別が不明瞭となるため適切ではない。 <p>2. 「町」の区域設定</p> <p>表記パターン</p> <p>大字、字を設定せずに「 町」と表記する。 大字を設定せずに「 丁目」と表記する。 大字を設定せずに単に「 」と表記する。</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「町」については「地名呼称上『町』という文字をつけない場合であっても、単に名称を町と言わないだけで、自治法260条にいう「町」である。」(行政実例)ことから、必ずしも「 町」とする必要はなく、「 」として町を付さない表記、「 丁目」という表記も可能である。 <p>*その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な名称は市町村が地域の事情を考慮し決定するものであるが、住民の利便性も検討する必要もある。 (上記の考え方は、市町村合併の場合を想定しているが、一般的な場合についても適用できる。) 	<p>篠山市</p> <p>4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。</p> <p>西東京市</p> <p>町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p> <p>さいたま市</p> <p>町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>新潟市</p> <p>黒埼町での意向を尊重し、また新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにすることとした。</p> <p>潮来市</p> <p>両町の字の区域及び名称は現行どおりとすることとした。</p> <p>静岡市</p> <p>町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。</p> <p>さぬき市</p> <p>字の区域は、従前のとおりとする。 町、字の名称については次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 ・志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 ・長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。 <p>あさぎり町</p> <p>字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。</p> <p>周南市</p> <p>町・字名〔類似町名や同一の通称町名(小字名)を含む〕は、原則として現行どおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>

町名・字名の取扱いについての考え方

留意点

1. 六戸町のみには大字が7つある。
2. 三町で字名の重複がある。

百石町	六戸町	下田町
前川原 下川原	前川原 下川原（大字名：柳町、鶴喰、犬落瀬）	前川原 下川原
後谷地	後谷地	後谷地
下谷地		下谷地
	上川原 前谷地（大字名：折茂、犬落瀬） 洗平 明土	上川原 前谷地 洗平 明土
千刈田 後田	千刈田（大字名：小平、犬落瀬） 後田	
	前田（大字名：柳町、鶴喰、犬落瀬）	

3. 町名、字名のどちらを表記するか。
4. 旧三町名を残すかどうか。
5. 大字と字を残すかどうか。

6. 三町で統一性をもった表記方法（区域設定）とするか、必要最低限の一定ルールのもとで三町それぞれが定める方法とするか。
7. 合併時の混乱を避ける必要がある。
8. 住民登録・登記・郵便など、住民生活への影響を最大限配慮する必要がある。

町名・字名の具体的な検討

1. 検討に当たっての条件設定

三町の字名の重複の事例として「字下川原」を例とし、新自治体の名称を「おいらせ」と仮定した場合の取扱いについて、旧町名を残す場合と残さない場合、大字と字を残す場合と残さない場合の具体的表記の相違点を示した。

なお、「字下川原」を使用している地名の現況は次のとおりである。

百石町字（下川原）～

下田町字（下川原）～

六戸町大字（柳町）字（下川原）～

六戸町大字（鶴喰）字（下川原）～

六戸町大字（犬落瀬）字（下川原）～

2. 町名・字名の具体的表記の相違点

A 旧町名を残さない	(1) 大字、字を残す。ただし、百石・下田は同じ字名があるので、重複を避けるため新たな字名とする。	おいらせ市 字（百石下川原） " 字（下田下川原） " 大字（柳町）字（下川原） " 大字（鶴喰）字（下川原） " 大字（犬落瀬）字（下川原）
	(2) 大字を廃し、字を残す。ただし、字が同じものについては新たな字名とする。	おいらせ市 字（百石下川原） " 字（下田下川原） " 字（柳町下川原） " 字（鶴喰下川原） " 字（犬落瀬下川原）
	(3) 大字、字を廃し、町名とする。ただし、旧字名が同じものについては新たな字名とする。	おいらせ市 （百石下川原） " （下田下川原） " （柳町下川原） " （鶴喰下川原） " （犬落瀬下川原）

B 旧町名を残す	(1) 旧大字、字を残す。ただし、百石・下田両町については旧町名と旧字名を一体とした字名とし、六戸町については旧町名と旧大字名を一体とした大字名とする。	おいらせ市	字(百石下川原)
		"	字(下田下川原)
		"	大字(六戸柳町)字(下川原)
		"	大字(六戸鶴喰)字(下川原)
		"	大字(六戸犬落瀬)字(下川原)
	(2) 六戸の大字を廃し、旧町名を新たな大字とする。ただし、六戸町の字が同じものについては新たな字名とする。	おいらせ市	大字(百石)字(下川原)
		"	大字(下田)字(下川原)
		"	大字(六戸)字(柳町下川原)
		"	大字(六戸)字(鶴喰下川原)
		"	大字(六戸)字(犬落瀬下川原)
	(3) 大字と字を廃し、町名とする。ただし、六戸町の旧字が同じ地名については新たな地名とする。	おいらせ市	(百石)(下川原)
		"	(下田)(下川原)
		"	(六戸)(柳町下川原)
		"	(六戸)(鶴喰下川原)
		"	(六戸)(犬落瀬下川原)

3. その他の方法

三町それぞれに、任せる。(一定のルールを決めて、合併時までに行ってもらう)

町名を入れた例

(現況)

上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 番地

(変更後)

おいらせ市大字六戸字前谷地 6 0 番地
一般的なパターン。

おいらせ市六戸字前谷地 6 0 番地

「六戸」が大字の名称を意味するのであれば のパターン。「町」の名称とするのであれば、途中の「字」を削除。

おいらせ市六戸(町)前谷地 6 0 番地

町の名称であるとすれば、このような表記もあり得る。しかし、名称の途中に「町」の文字が挿入されることから、「大字」「字」との混乱を来たすため、表記パターンとしては「前谷地町」あるいは「前谷地」等が適切ではないか。また、「字」の名称とするのであれば、「大字六戸町字前谷地」、「大字六戸町前谷地」、「字六戸町前谷地」などの表記が考えられる。

おいらせ市前谷地 6 0 番地
一般的なパターン。

慣行の取扱いについて（協定項目17）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。




市章、市民憲章、市の花・木・鳥・イメージキャラクター等の慣行については、合併後の新市において制定する。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	17 慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	市章、市民憲章、市の花・木・鳥・イメージキャラクター等の慣行については、合併後の新市において制定する。		

現 況			調整の具体的内容
百石町	六戸町	下田町	
<p>町章（昭和 39 年 9 月 22 日制定）</p>  <p>百石町町民のちかい 昭和 44 年 4 月 20 日制定</p> <p>わたくしたちは、溪流奥入瀬の水でよく野を開き、大銀杏に象徴される百石町民であることに誇りを持ち、ここに「五つの誓」をかかげて、日々実践し、よりよい郷土を築くことに努めます。</p> <p>1. 心をあわせ、元気に働き、豊かな町をつくりましょう。</p> <p>1. 心をあわせ、明日の力を育てましょう。</p> <p>1. 心をあわせ、安全で、住みよい町をつくりましょう。</p> <p>1. 心をあわせ、美しい町をつくりましょう。</p> <p>1. 心をあわせ、明るく、楽しい家庭をつくりましょう。</p>	<p>町章（昭和 35 年 10 月 1 日制定）</p>  <p>六戸町町民憲章 昭和 47 年 10 月 1 日制定</p> <p>私たちは、青い空、みどりの森にいだかれた六戸町の町民です。私たちは、この町を心から愛し、希望と魅力ある町にするために、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心を育て文化の香り高い町にしましょう ・健康で働き、楽しい町にしましょう ・子供や老人をいたわり、明るい町にしましょう ・緑と花を育て、きれいな町にしましょう ・きまりを守り住みよい町にしましょう 	<p>町章（昭和 12 年 4 月 25 日制定）</p>  <p>下田町町民憲章 昭和 54 年 3 月 15 日制定</p> <p>私たちは、清い奥入瀬の流れと、若駒のいななく木崎野の緑に育てられた下田町の町民です。</p> <p>私たちは、心から郷土下田町を愛し、先人の築いた歴史と伝統をたたえ、うるおいとまとまりのある町をつくるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、めぐまれた自然を大切にし、花と緑の美しい町をつくります。 ・私たちは、つよい心とじょうぶな体をきたえて、明るい町をつくります。 ・私たちは、きまりを守り、おたがいに親切にしあい、住みよい町をつくります。 	

「町の花」、「町の木」、「町の鳥」の指定

昭和 54 年 5 月 31 日制定

- ・町の花 うめ
- ・町の木 いちょう
- ・町の鳥 かもめ

百石町イメージ・キャラクター
(告示していない)

図柄



名称 「ももちゃん」

「町の木」の指定

昭和 53 年 10 月 1 日指定

「町の花」及び「町の鳥」の指定

平成 9 年 10 月 1 日指定

- ・町の花 やまざくら
- ・町の木 楓
- ・町の鳥 ひばり

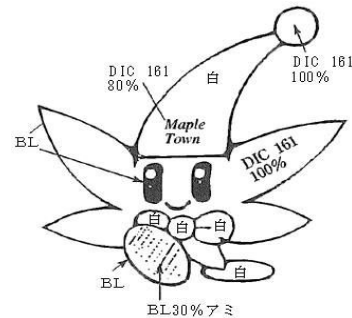
六戸町イメージ・キャラクター

平成 10 年 1 月 20 日

告示第 11 号

六戸町イメージ・キャラクターを
次のように定める。

図柄



名称 イメージ・キャラクター「メイプルくん」

- ・私たちは、仕事に誇りをもち、楽しく働いて、豊かな町をつくりま
- す。
- ・私たちは、学ぶ心と、考える力を養い、文化の香り高い町をつくりま
- す。

「町の花」、「町の木」、「町の鳥」の指定

昭和 59 年 8 月 1 日

告示第 19 号

- ・町の花 サツキ
- ・町の木 イチイ
- ・町の鳥 白鳥

下田町イメージ・キャラクター

平成元年 8 月 1 日

告示第 22 号

下田町イメージ・キャラクターを
次のように定める。

図柄



名称 イメージ・キャラクター「しーもくん」

<p>百石町表彰条例 昭和 44 年 5 月 29 日 条例第 19 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、本町の政治、 経済、文化、社会その他各般にわ たって町政振興に寄与し、又は衆 人の儀表と認められる行為があっ たものを表彰し、もって町の自治 の振興を促進することを目的とす る。</p> <p>百石町名誉町民条例 昭和 38 年 10 月 23 日 条例第 18 号</p> <p>第 1 条 産業経済、教育、学術、芸芸その他 文化の進展に貢献し、その事績卓絶で斯界 の耆宿として世の敬仰を受け、本町に縁故 深き者は、議会に諮り名誉町民に推挙する ことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木村秀吉 氏 ・ 三村泰右 氏 ・ 大山康晴 氏 <p>町民歌等 百石町民歌、百石音頭、北緯四十度四十分、 住んでみたい町</p>	<p>六戸町表彰条例 昭和 50 年 8 月 19 日 条例第 23 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、町の政治、経 済、文化、社会その他各般にわた って町政振興に寄与し、又は衆人 の模範と認められる行為があつた 者を表彰し、もって町の自治の振 興と民風の作興を促進することを 目的とする。</p> <p>町民歌等 六戸町民歌、六戸音頭</p>	<p>下田町表彰規程 昭和 48 年 3 月 29 日 規程第 2 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この規程は、町の行財政、 政治、経済、文化等公共の福祉増 進に功労のあつた者又は広く町民 の模範と認められる行為のあつた 者を表彰し、もって町自治の振興 を促進することを目的とする。</p> <p>町民歌等 下田ふれあい音頭</p>	
--	---	--	--

公共的団体の取扱いについて（協定項目21）

公共的団体の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- 1 各町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により、統合に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 2 各町の独自の団体は、原則として現行のとおりとするが、新市において調整に努める。

平成16年6月24日 提出

百石・六戸・下田合併協議会
会長 袴田 健 義

百石・六戸・下田合併協議会の調整内容

協議事項	2.1 公共的団体の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編について調整に努めるものとする。</p> <p>1 各町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により、統合に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2 各町の独自の団体は、原則として現行のとおりとするが、新市において調整に努める。</p>		

現 況

区分	百 石 町	六 戸 町	下 田 町
総務・企画関係	百石町納税貯蓄組合連合会	六戸町納税貯蓄組合連合会	下田町納税貯蓄組合連合会
	百石町明るい選挙推進協議会	六戸町明るい選挙推進協議会	下田町明るい選挙推進協議会
	百石町防犯協会	六戸町防犯協会	下田町防犯協会
	百石町交通安全協会	六戸町交通安全協会	下田町交通安全協会
	百石町交通防犯母の会	六戸町交通安全母の会	下田町交通安全母の会連合会
	百石町交通安全対策協議会	六戸町交通安全対策協議会	下田町交通安全対策協議会
	百石町自衛隊父兄協力会	六戸町自衛隊父兄協力会	下田町自衛隊父兄会
	百石町交通指導隊	六戸町交通指導隊	下田町交通指導隊
	百石町町内会連合会		下田町連合町内会
	百石町まちづくり推進委員会		下田町まちづくり推進協会
			下田町地域振興協議会
			下田町統計研究会
			下田町土地開発公社
	八戸百石会	東京六戸会	東京下田人会
		戸のサミット会議	
百石町防犯指導隊	六戸町防犯指導隊	下田町防犯指導隊	
		下田町青色申告会	

現 況

区分	百石町	六戸町	下田町
住民 福祉 関係	百石町遺族会	六戸町遺族会	
	百石町社会福祉協議会	六戸町社会福祉協議会	下田町社会福祉協議会
	百石町民生・児童委員協議会	六戸町民生委員児童委員協議会	下田町民生委員児童委員協議会
	百石町老人クラブ連合会	六戸町老人クラブ連合会	下田町老人クラブ連合会
	百石町身体障害者福祉会	六戸町身体障害者福祉会	下田町身体障害者福祉会
	百石町赤十字奉仕団	六戸町赤十字奉仕団	下田町赤十字奉仕団
			下田町母子寡婦福祉会
	百石町保健協力会	六戸町保健協力会	下田町保健協力員会
	百石町手をつなぐ親の会	六戸町手をつなぐ親の会	下田町手をつなぐ親の会
	百石町献血推進協議会	六戸町献血推進協議会	下田町献血推進協議会
	百石町健康づくり推進協議会	六戸町健康づくり推進協議会	下田町健康づくり推進協議会
	百石町食生活改善推進員会	六戸町食生活改善推進委員会	下田町食生活改善推進員会
		六戸町精神障害者家族会「山ざくらの会」	下田町精神障害者家族会「はくちょう家族会」
	百石町子育てメイト連絡協議会		下田町子育てメイト連絡協議会
	百石町子ども幸せ推進会議		下田町子どもの幸せ推進会議
	百石町保育連合会		
軍恩連盟百石軍恩会			
	(社)おいらせ広域シルバー人材センター		
農林 商工 関係	百石町観光協会	六戸町観光協会	下田町観光協会
	百石町商工会	六戸町商工会	下田町商工会
	ももいし農業協同組合	おいらせ農業協同組合六戸支店	下田町農業協同組合
		おいらせ農業協同組合七百出張所	
	百石町物産振興会	六戸町特産品開発協議会	下田町特産品等開発研究協議会
	百石町漁業協同組合	六戸町漁業協同組合	
		六戸町連合生活改善グループ連絡協議会	下田町生活改善グループ連絡協議会
	百石町畜産振興協議会	六戸町畜産振興協議会	
百石町農産物改良協議会	六戸町農産物改良協議会	下田町農産物改良協議会	
	六戸町水田農業推進協議会	下田町地域水田農業推進協議会	

現 況

稲生川土地改良区

区分	百石町	六戸町	下田町
	百石町営農指導事業協議会		下田町営農指導連絡協議会
		おいらせ広域観光協議会	
		稲生川土地改良区	
		十和田土地改良区	
		奥入瀬川南岸土地改良区	
		姉沼土地改良区	
	奥入瀬川東部土地改良区		奥入瀬川東部土地改良区
		六戸町農業振興対策協議会	
		六戸町シャモロック生産組合	
		六戸町たばこ耕作振興会	
		六戸町高品質野菜生産協議会	
		六戸町産馬育成振興会	
		六戸町産地直売の会	
		六戸緑化推進委員会	
		六戸町無人ヘリコプター防除組合	
		六戸町黒毛和種改良組合	
		六戸町牧野畜産農業協同組合	
			下田町もみずり調整協議会
	百石町農業者年金推進連絡協議会	六戸町農業者年金推進連絡協議会	下田町農業者年金協会
	百石工業団地連絡協議会		
	百石町ふるさとの味研究会		
	ウイング百石		
	百石町いちご生産拡大推進協議会		
	百石町農事研究会連合会		
	百石町6馬力4Hクラブ		
	百石町認定農業者の会		
	百石町白鳥を愛する会		

農林商工関係

現 況

区分	百 石 町	六 戸 町	下 田 町
教育文化スポーツ関係	百石町連合PTA	六戸町連合PTA	下田町連合PTA
	百石町体育協会	六戸町体育協会	下田町体育協会
	百石町文化協会	六戸町文化協会	下田町文化協会
		六戸町連合婦人会	下田町連合婦人会
	百石町子ども会育成連合会	六戸町子ども会育成連絡協議会	下田町子ども会育成連合会
	百石町地域婦人団体連絡協議会		下田町婦人団体連絡協議会
	百石町青少年健全育成町民会議	六戸町青少年健全育成町民会議	下田町青少年育成町民会議
	百石町王将太鼓の会		
	百石町読書友の会		
	百石町国際交流協会		
	百石町スポーツ少年団	六戸町スポーツ少年団	下田町スポーツ少年団
	百石町郷土芸能連絡協議会		
		六戸町無形文化財保存会	
		六戸町青少年問題協議会	
			下田町連合青年団
	百石町公民館運営審議会	六戸町公民館運営審議会	下田町公民館運営審議会
	百石町体育指導委員協議会	六戸町体育指導委員協議会	下田町体育指導委員協議会
	百石町育英基金審議会	六戸町奨学生選考委員会	下田町奨学生選考委員会
		A S O生涯学習ゼミナール運営委員会	
		A S Oキッズ実行委員会	

公共的団体の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体等とは、市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人たると否とは問わない。

2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、

- (1) 団体の設置について町が関与（補助）しているもの
- (2) 町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 町の事業について大きく関与しているもの

に基づき、3町が合併することにより、公共的団体等として統合しなければならないもの、又は統合の必要があるものについて分類し、協議事項として協議する。

3 関係法令等抜粋

【地方自治法】

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿等を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。'

【市町村合併の特例に関する法律】

(国、都道府県等の協力等)

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(2～6略)

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。